

揭示開始日／2026 年 6 月 1 日

電子的診療情報連携体制整備加算に関する揭示

当院では、施設基準を満たす医療機関として、受診時に患者さまの同意を得て診療情報を取得しそれらを診療に活用し、更なる質の高い医療の提供に努めてまいります。

正確な診療情報を取得・活用するためにマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

【電子的診療情報連携体制整備加算 3】

初診時（月 1 回）：4 点

再診時（月 1 回）：2 点

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算を算定するため、以下の基準を満たしています。

- ①オンライン請求を行っています。
- ②算定した診療報酬の区分・項目がわかる明細書を無償で交付しています。
- ③オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ④オンライン資格確認システムにより取得した診療情報を医師が診察室、処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ⑤マイナ保険証利用率の十分な実績を有しています。（利用率 30%以上）
- ⑥医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、活用して診療を行うことについて院内の見やすい場所及びウェブサイトに掲載しています。
- ⑦マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。

【明細書の発行状況に関する事項】

◆「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、医療費の内容が分かる領収書及び診療報酬の詳細が分かる明細書を無償で発行しています。

また、公費負担医療等の受給者で医療費の自己負担がない方についても同様に無償で明細書を発行しています。明細書の発行を希望されない方は窓口へ申し出ください。